

議第4号

緊急事態に対応できる法令等の整備を求める意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第99条及び京丹後市議会会議規則第14条の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 中野勝友様

令和6年7月11日提出

提出者	京丹後市議会議員	谷津伸幸
賛成者	京丹後市議会議員	櫻井祐策
〃	〃	多賀野一彦

提案理由

パンデミックや自然災害などの緊急事態において、国民の命と生活を守るため。

(別記)

緊急事態に対応できる法令等の整備を求める意見書

近年、我が国は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックや激甚化する自然災害など、未曾有の危機に直面してきた。これらの事態は、国民の生命、身体、財産に甚大な被害をもたらし、社会・経済活動に深刻な影響を及ぼした。

例えば、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにおいては、医療現場の逼迫、事業活動の制限、国民生活への影響など、広範かつ長期的な対応を余儀なくされた。さらに、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する物価高騰や、中国による日本産水産物の輸入禁止など、国際情勢の変化が国内経済に深刻な影響を与えている。

自然災害においても、地球温暖化の影響により豪雨災害が激甚化・頻発化し、本年初めには能登半島地震が発生した。この地震では、道路寸断による孤立集落の発生や、長期の避難生活を強いられる被災者の存在など、新たな課題が浮き彫りとなった。加えて、今後30年以内には南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の発生が高い確率で予測されており、より大規模な災害への備えが急務となっている。

これまで我が国は、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって緊急事態に対処してきた。しかし、国民生活への影響や私権制限のあり方について、様々な課題が顕在化したことも事実である。今後さらに重大な緊急事態が発生した場合、従来の法体系では十分に対応できない恐れがある。そのため、緊急事態において国民の命と生活を守るためには、法令等のあり方について多岐にわたる論点を整理し、国民に分かりやすく提示して理解を得た上で、その整備を促進する取組が必要である。

よって、国におかれては、緊急事態に対応できる法令等の整備を促進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

様

京都府 京丹後市議会